



2026 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ANAPホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 川合 林太郎
(コード：3189・東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 根岸 良直
電 話 番 号 03-5772-2717

**第 9 回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式、第 11 回新株予約権、
第 12 回新株予約権及びA種種類株式の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ**

**I. 第三者割当による新株式（現物出資）及び第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権及びA
種種類株式の発行並びに新株予約権の割当契約の締結**

当社は、2026 年 8 月 21 日付の取締役会において、ネットプライス事業再生合同会社（以下「ネットプライス」といいます。）及び合同会社四谷デジタルイノベーターズ（以下「四谷デジタルイノベーターズ」といい、ネットプライスと併せて、個別に又は総称して「株式割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本株式第三者割当」といいます。）、GAD 有限責任事業組合（東京都千代田区麹町一丁目 8 番地 JFN センター 5 階、代表組合員 立川光昭。以下「GAD」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第 11 回新株予約権（以下「第 11 回新株予約権」といいます。）の発行、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といい、GAD と併せて、個別に又は総称して「新株予約権割当予定先」、株式割当予定先と総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第 12 回新株予約権（以下「第 12 回新株予約権」といい、第 11 回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本新株予約権第三者割当」といいます。）、ネットプライス（以下、A 種種類株式の割当予定先としてのネットプライスを「A 種種類株式割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による A 種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）の発行（以下「本種類株式第三者割当」といいます。）、株式割当予定先との本新株式の割当契約（以下「株式割当契約」といいます。）の締結、GAD との第 11 回新株予約権の割当契約（以下「第 11 回新株予約権割当契約」といいます。）の締結、EVO FUND との第 12 回新株予約権の割当契約（以下「第 12 回新株予約権割当契約」といい、第 11 回新株予約権割当契約と併せて「本新株予約権割当契約」といいます。）の締結、ネットプライスとの A 種種類株式の割当契約（以下「本種類株式割当契約」といい、株式割当契約、本新株予約権割当契約及び本種類株式割当契約と併せて、個別に又は総称して「本割当契約」といいます。）の締結、並びに各割当予定先との総数引受契約の締結を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株式、本新株予約権及び本種類株式の発行を総称して「本第三者割当」といい、本新株式、本新株予約権及び本種類株式の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。また、当社が 2026 年 3 月 30 日に第三者割当により発行した第 9 回新株予約権（以下「第 9 回新株予約権」といいます。）のうち、2026 年 9 月 7 日時点で残存しているものの取得及び消却の実施についても決議しましたので、併せてお知らせいたします。

本第三者割当については、取締役会決議日である 2026 年 8 月 21 日中に、本第三者割当に係る有価証券届出書の提出を行い、また、適時開示を行うことを予定しておりました。しかしながら、当該有価証券届出書の提出に際し、当社及び有価証券届出書作成に係る外部委託先との意思疎通不足や添付書類の準備不足の発覚といった当社における事務手続きの不備により、同日中の受付時間内に当該有価証券届出書を提出することができませんでした。そのため、本日、当該有価証券届出書を提出し、その受理を確認した後、本開示を行っております。

なお、本株式第三者割当及び本種類株式第三者割当に係る意思決定に慎重を期し、本株式第三者割当及び本種類株式第三者割当について公正性を担保するとともに利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役のうち、株式割当予定先及び A 種類株式割当予定先の主たる出資者であるネットプライスの職務執行者である山本和弘は、本株式及び本種類株式第三者割当に係る 2026 年 8 月 21 日付の取締役会において、本株式及び本種類株式第三者割当に関する決議には参加しておりません。

当社は、かつてよりアパレル事業において慢性的な営業赤字が継続し、2025 年 8 月期までにおいて 7 期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であり、2026 年 8 月期第 3 四半期においても営業利益の赤字計上が継続しており、自律的なキャッシュ・フローの創出能力が著しく低下しております。営業キャッシュ・フローの埋め合わせとしての資金調達面では金融機関からの借入が困難な状態のためエクイティ・ファイナンスと大株主からの借入に依存しており、その結果、当社の有利子負債は 102 億円（2026 年 7 月 31 日時点）に達しております。このまま有効な資金確保及び財務再構築を行わない場合、必要な運転資金及び事業資金が枯渇し、当社の今後の事業継続性に重大な懸念が生じるリスクが極めて高い状況にあります。

このような深刻な状況であることを鑑みると、選択し得る資金調達手法は極めて限定的であると考えており、選択肢の乏しい中、有利子負債圧縮による自己資本拡充と、事業構造改革に必要な確実な資金確保を同時に達成するためには、有利発行を伴い、かつ大規模希薄化を伴う今回のファイナンスを選択することが、唯一かつ最善の選択肢であると当社は判断しております。

本第三者割当は、大規模な希薄化（25%超）を伴う第三者割当に該当することから、その必要性及び相当性について、株主の皆様の意思確認をさせていただく手続として 2026 年 9 月 29 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当の承認を得ること、また新株式及び本新株予約権について有利発行に該当することから、当該有利発行に関して承認を得ることを条件といたします。なお、当社の株主構成は、「8. 大株主及び持株比率」に記載のとおり、第 1 位株主と第 2 位株主で合計 48.73%（2026 年 8 月 4 日時点）を保有しており、また当該 2 社は本第三者割当において普通株式の有利発行の割当予定先でもあります。

なお、本第三者割当は、2026 年 9 月 29 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行（本新株式及び本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加及び A 種類株式の新設）が特別決議により承認されること、当社又はその子会社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化とみなされうる変化がなく、また、かかる変化が生じるおそれもないことなどを条件としており、かかる条件のいずれかが成就しない場合には、本第三者割当は実施されません。また、当社といたしましては、A 種類株式の発行について、その払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額ではないと考えているものの、客観的な市場価格がない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考えております。したがって、本臨時株主総会において、第三者割当の必要性及び相当性についてご説明をした上で、A 種類株式の発行について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたしました。

本臨時株主総会において上記議案のいずれかが承認されず本第三者割当が実施されない場合には、当社は代替の施策及び資金調達につき改めて検討いたします。

1. 募集の概要

<本新株式発行の概要>

(1) 払 込 期 日	2026 年 9 月 30 日
(2) 発 行 新 株 式 数	72,000,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき、金 50 円
(4) 資 金 調 達 の 額 (発行価額の総額)	3,563,450,000 円 株式割当予定先が当社に対して有する以下の金銭債権のうち、合計 3,600,000,000 円に相当する債権（ネットプライス：1,850,000,000 円、四谷デジタルイノベーターズ 1,750,000,000 円）であります。 ※現物出資の目的となる債権について 金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ）により割り当てます。 現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が必要とされますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合において、当該債権の弁済期が到来しており、かつ、会社の会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内であるときは、検査役又は専門家による調査を要しないこととされています（会社法第 207 条第 9 項第 5 号）。 当社は、現物出資の対象となる金銭債権（以下個別に又は総称して「本貸付債権」といいます。）のうち、現物出資の目的となる金額分について、その弁済期を払込期日である 2026 年 9 月 30 日において本新株式発行（DES）を実施する時点とすることを、2026 年 8 月 24 日付で各株式割当予定先との間で合意しております。このため、本新株式発行における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。なお、金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産である各本貸付債権の詳細については以下のとおりです。 （ネットプライスが有する債権について） 当該財産の価額：金 6,915,786,852 円 （2026 年 7 月 31 日時点） 債権の表示：2025 年 12 月 22 日付極度貸付契約書（2026 年 6 月 18 日付で変更合意済み）に基づく貸付金債権 元本：総額 6,915,786,852 円（2026 年 7 月 31 日時点） 貸付実行日：2025 年 12 月 23 日（金 1,500,000,000 円） 2026 年 1 月 20 日（金 1,000,000,000 円） 2026 年 2 月 18 日（金 5,665,306,852 円） 2026 年 2 月 20 日（金△178,520,000 円、一部期限前返済） 2026 年 4 月 15 日（金 179,000,000 円） 2026 年 5 月 14 日（金 300,000,000 円） 2026 年 7 月 8 日（金 200,000,000 円） 2026 年 7 月 17 日（金△1,750,000,000 円、債権譲渡） 返済期日：2027 年 8 月 31 日 利息：年利 2 % 弁済方法：期日一括弁済 （四谷デジタルイノベーターズが有する債権について） 当該財産の価額：金 1,750,000,000 円 （2026 年 7 月 31 日時点） 債権の表示：2026 年 7 月 17 日付債権譲渡契約書に基づき四谷デジタルイノベーターズが取得した貸付金債権

	元本 : 総額 1,750,000,000 円 (2026 年 7 月 31 日時点) 貸付実行日 : 2026 年 7 月 17 日 (金 1,750,000,000 円、債権譲受け) 返済期日 : 2027 年 8 月 31 日 利息 : 年利 2 % 弁済方法 : 期日一括弁済
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 ネットプライス : 37,000,000 株 四谷デジタルイノベーターズ : 35,000,000 株
(6) 割当予定先	ネットプライス及び四谷デジタルイノベーターズ
(7) その他	上記の各号については、①本臨時株主総会において、本新株式の発行による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法に基づく届出の効力が発生すること等を条件としております。また、①本臨時株主総会において、本新株式の発行による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、各株式割当予定先との間で本新株式に係る総数引受契約を締結する予定です。

<第 11 回新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2026 年 9 月 30 日
(2) 発行新株予約権数	190,000 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(3) 発行価額	総額 1,900 円 (新株予約権 1 個あたり 0.01 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式 19,000,000 株
(5) 資金調達額	931,726,900 円 (注)
(6) 行使価額	1 株あたり 50 円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を GAD に割り当てます。
(8) 割当予定先	GAD
(9) 権利行使期間	2026 年 10 月 1 日から 2028 年 10 月 2 日までとします。
(10) その他	上記の各号については、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。当社は、新株予約権割当予定先との間で、新株予約権割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本割当契約を締結します。また、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結する予定です。

<第 12 回新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2026 年 9 月 30 日
(2) 発行新株予約権数	355,000 個 (新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(3) 発行価額	総額 3,550 円 (新株予約権 1 個あたり 0.01 円)
(4) 当該発行による	普通株式 35,500,000 株

潜在株式数	
(5) 資金調達額	1,756,728,550 円 (注)
(6) 行使価額	1 株あたり 50 円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) 権利行使期間	2026 年 10 月 1 日から 2028 年 10 月 2 日までとします。
(10) その他	上記の各号については、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。当社は、新株予約権割当予定先との間で、新株予約権割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、当社とその子会社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化と見做されうる変化がなく、また、かかる変化が生じるおそれもないことを払込みの条件とすること等を規定する本割当契約を締結します。また、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結する予定です。

< A 種種類株式発行の概要 >

(1) 払込期日	2026 年 9 月 30 日
(2) 発行新株式数	A 種種類株式 10,000,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 400 円
(4) 発行価額の総額	4,000,000,000 円
(5) 出資の目的とする財産の内容及び価額	出資の目的とする財産は、割当予定先が当社に対して有する以下の金銭債権のうち 4,000,000,000 円に相当する債権。 当該財産の価額金 4,000,000,000 円 債権の表示：2025 年 12 月 22 日付極度貸付契約書（2026 年 6 月 18 日付で変更合意済み）に基づく貸付金債権（※） 元本：総額 6,915,786,852 円（2026 年 7 月 31 日時点） 貸付実行日：2025 年 12 月 23 日（金 1,500,000,000 円） 2026 年 1 月 20 日（金 1,000,000,000 円） 2026 年 2 月 18 日（金 5,665,306,852 円） 2026 年 2 月 20 日（金△178,520,000 円、一部期限前返済） 2026 年 4 月 15 日（金 179,000,000 円） 2026 年 5 月 14 日（金 300,000,000 円） 2026 年 7 月 8 日（金 200,000,000 円） 2026 年 7 月 17 日（金△1,750,000,000 円、債権譲渡） 返済期日：2027 年 8 月 31 日 利息：年利 2 % 弁済方法：期日一括弁済 返済期日：2027 年 8 月 31 日 利息：年利 2 % 弁済方法：期日一括弁済 出資される債権の価額は、債権の額面金額と同額となります。 ※ 弁済期の到来について 現物出資の目的となる金額分について、その弁済期を払込期

	日である 2026 年 9 月 30 日において本新株式発行を実施する時点とすることを、2026 年 8 月 24 日付で各株式割当予定先との間で合意しております。このため、本種類株式の発行における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。
(6) 募集又は割当方法	第三者割当によります。
(7) 割当予定先及び割当株式数	ネットプライス 10,000,000 株
(8) その他	上記の各号については、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（A 種類株式の新設）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。 本種類株式の内容は次のとおりであり、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。 (1) 剰余金の配当 当社は、本種類株式を有する株主（以下「本種類株主」という。）及び本種類株式の登録株式質権者（以下「本種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当可能利益が留保された場合には、普通株式に優先して年率 2.0%相当額を上限として配当する。 (2) 議決権 本種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の株主総会において議決権を有しない。 (3) 種類株主総会 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、本種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 (4) 株式の併合、分割及び募集株式の割当を受ける権利 ① 株式の併合 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び本種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。 ② 株式の分割 当社は、株式の分割をするときは、普通株式及び本種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。 ③ 株式無償割当て 当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、本種類株主には本種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。 ④ 募集株式の割当て 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、本種類株主には本種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 ⑤ 新株予約権無償割当て 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、本種類株主には本種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 ⑥ 募集新株予約権の割当て 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、

	本種類株主には本種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。 (5) 金銭を対価とする取得請求権及び普通株式への転換請求権 本種類株主は、金銭及び普通株式のいずれを対価としても、当社に対して、その有する本種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができないものとする。 (6) 金銭を対価とする取得条項 当社は、本種類株式発行後、いつでも、本種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、本種類株主又は本種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、本種類株式の全部又は一部を取得することができる。本種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該本種類株式の数に 400 円を乗じて得られた額とする。 (7) 譲渡制限 譲渡による本種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 (8) 単元株式数 本種類株式の単元株式数は 1 株とする。 詳細は別紙「A 種類株式発行要項」をご参照ください。
--	--

(注) 資金調達額は、本新株式については、本新株式の発行価額に本新株式の発行新株式数を乗じた金額から発行諸費用の概算額の 2 分の 1 の金額を差し引いた金額です。本新株予約権については、それぞれの本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、それぞれ発行諸費用の概算額の 4 分の 1 の金額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。

2. 募集の目的及び理由

当社は、1992 年の創業から 30 年以上にわたり、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてまいりました。当社グループは、2025 年 7 月 4 日付で代表取締役社長の交代を伴う役員の異動を決定し、また同年 10 月 23 日付で当社子会社の代表取締役及び取締役並びに監査役の異動を決定するとともに同年 11 月 28 日付で当社の定時株主総会において当社の社外取締役と社外監査役の新任を決議したように、経営陣及びガバナンス体制の刷新を内容として経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。さらに、SNS を活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、EC システムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取組を進め、オンライン販売の強化を図っております。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに 2025 年 8 月期において売上高 1,774 百万円、営業損失 1,456 百万円、親会社株主に帰属する当期純損失 2,660 百万円、2026 年 8 月期第 3 四半期においても売上高 1,703 百万円、営業損失 1,713 百万円、暗号資産評価損 5,586 百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失 7,765 百万円と厳しい状況が続いております。主な理由としては、2025 年 8 月期においては、新規の仕入れ並びに事業再生計画に基づく出退店を抑制したこと等で、既存の店舗・卸売販売、ライセンス事業及びインターネット販売事業における各指標が振るわなかったことに加え、新規事業であるエステティック・リラックスサロン事業において多額の減損損失を計上したことが挙げられ、2026 年 8 月期第 3 四半期においては、

経済環境の変動に即した販売価格の見直し、仕入原価の抑制、商品ラインナップ戦略の見直し、自社店舗の改革、自社ECサイトの再構築等の施策に取り組んだものの業績改善には未だつながっておらず、エステティック・リラクセスサロン事業においては不採算店舗の縮小、人員の適正化等の収益性の改善策を断行しましたが未だ大幅な業績改善につながっておらず、加えてビットコイン市場が前期末比軟調に推移したことにより暗号資産評価損を計上したことが挙げられます。当社としては、今後も更なる改善策を講じ、事業規模の再拡大に向けた企業努力を継続してまいります。

強固な財務体質への変革に向けては、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意をいただき、2024年7月31日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日新株式及び新株予約権の払込み完了により債務超過を解消し、また、2025年7月22日付第三者割当増資の実施により、2025年8月期末時点における純資産の額は12,644百万円となりました。

このような状況において、当社は、ファッション事業単独ではなく、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り、当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進める必要を最重要課題と認識しておりました。このような課題認識を背景として、当社は、2025年1月20日付適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025年2月3日に連結子会社として株式会社ANAPライトニングキャピタル（以下「ANAPライトニングキャピタル」といいます。）を設立し、新たな事業として投資事業等を開始しており、その一環としてビットコインへの投資に取り組むことを決定し、また、2025年4月16日付適時開示「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月28日付「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」のとおり、ビットコインの購入によるビットコイン財務戦略の強化を進めておりました。こうした取組を通じて得られた各種知見をもとに、2025年6月9日付適時開示「当社グループによる「ビットコイン事業」の開始に関するお知らせ」のとおり、当社はビットコイン購入を含む関連ビジネスを「ビットコイン事業」として本格的に推進しております。当社のビットコイン事業は、①ビットコイントレジャリー戦略、②ビットコイントレーディング戦略、③ビットコイン関連ライフスタイル事業、④ビットコイン関連テクノロジー事業を柱として構成しており、グループの新たな収益基盤の確立と企業価値の向上を目指しております。当社は、このような事業方針に基づき、2025年4月16日から2026年6月30日までの間に、適時開示にて公表のとおり、複数回にわたりビットコインの購入を実施しており、2026年6月30日時点で1,431.9716BTCを保有するなど、順調に規模拡大を進めております。

当社はさらにビットコイン取得を含むビットコイン事業を推進する方針を有しており、2025年12月1日には、このタイミングで可能な限り大きな資金調達枠を新株予約権等により確保することが最善の経営判断であるとの考えのもと、第三者割当により第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました（以下「前々回資金調達」といいます。）。

こうした状況を踏まえ、2025年12月1日付で払込が完了した前々回資金調達では主としてビットコイン追加購入に充当することを目的とし、これにより、新規事業の拡大と成長基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上につなげ、併せて、一部の資金を短期借入金の返済に充当することで、財務体質の改善も並行して進める予定でございました。しかしながら、2026年2月以降、当社株価が第8回新株予約権の下限行使価格を下回って推移しているために新株予約権の行使が進まない状態に陥っておりました。これを是正すべく、2026年3月18日付で、当社は、残存する第8回新株予約権の全てを発行価額で取得した上で消却するとともに、同年3月30日付で、第9回新株予約権を発行いたしました。しかしながら、それ以後も当社株価が第9回新株予約権の下限行使価格を下回って推移する状態が継続し、第9回新株予約権の行使が進まない状態が継続しております。かかる状況下、ファッション事業においては既

存の店舗・卸売販売、ライセンス事業及びインターネット販売事業の不振の深刻さは改善しておらず、またエステティック・リラックスサロン事業においても事業再編効果が未だ大幅な収益改善に至っておりません。そのためこの状況を好転させるべく、運転資金及び不採算店舗の閉鎖に伴う違約金の支払い、原状回復工事費用、並びに人員削減等の事業再編資金について新たに資金調達を行うことが必要と考えております。加えて、当社は 2026 年 7 月 31 日時点で 102 億円もの有利子負債を有しており、当社は、主な借入先 2 社に対して DES(Debt Equity Swap)の手法により借入負担軽減と資本増強を同時に実現して財務体質改善を図ることが必要と考えております。

もともと、本新株の発行及び新株予約権の発行に伴い、将来的に転換・行使が進むことで、6 か月通算で約 296.34%（議決権ベースの希薄化率は 298.76%）という極めて大きな希薄化が生じる可能性があります。これは既存株主の皆様にも多大なご負担をおかけするものであり、当社としても重く受け止めております。しかしながら、確実にアパレル事業、エステティック・リラックスサロン事業の改革、再編を実現させ、事業を継続的に成長させていくため、あえてこの調達を実行する決断に至りました。本新株式及び新株予約権の発行にあたっては、本臨時株主総会にて、本第三者割当による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）について株主の皆様の意思確認手続を取らせていただきます。

本新株予約権については、調達資金の使途を厳格に定めており、財務体質の改善による安定性の確保と、運転資金及び事業資金への配分を徹底する方針です。

当社は、株主の皆様のご負担を軽減するべく、調達資金の効率的かつ透明性の高い運用に全力で取り組みます。そのうえで、短期的な希薄化という犠牲を上回るリターンを実現し、企業価値を持続的に高めることで、結果として既存株主の皆様の利益に貢献するものであると判断しております。

当社といたしましては、既存株主の皆様の株式価値を可能な限り毀損することなく、本資金調達により財務体質の改善と運転資金と事業資金の調達を同時に進め、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

なお、当社は、2025 年 8 月 31 日時点において株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場における上場維持基準（流通株式比率基準）に抵触し、原則として 2026 年 8 月 31 日時点までに流通株式比率を向上させ、上場維持基準に適合しなかったときは上場廃止になります。したがって、2026 年 8 月 31 日時点までに流通株式比率を向上させ、上場維持基準に適合させるべく努めているところでしたが、この度、2026 年 8 月 19 日に東京証券取引所より「上場維持基準（分布基準）への適合状況について」を受領し、2026 年 8 月 4 日時点において東京証券取引所スタンダード市場の全ての上場維持基準に適合いたしました。本第三者割当の払込期日は 2026 年 9 月 30 日を予定しているために本資金調達が 2026 年 8 月 31 日時点の流通株式比率に直接の影響を与えることはありませんが、上場維持基準（流通株式比率基準）の適合も視野に入れた上で、資金調達を実行することが必要です。当社といたしましては、本資金調達を通じて調達した資金を運転資金及び不採算店舗の閉鎖に伴う違約金の支払い、原状回復工事費用、並びに人員削減等の事業再編資金に充当するとともに、DES の手法により借入負担軽減と資本増強を同時に実現して財務体質改善を図れば当社の企業価値は向上し、本新株予約権の行使も促進されるほか、当社株式の流動性が向上するものと考えております。

なお、本第三者割当における具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「4 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

3. 本第三者割当の概要及び選択理由

（1）本第三者割当の概要

今回の資金調達は、当社が、株式割当予定先に対し本新株式を、新株予約権割当予定先に対し本新株予約権を、それぞれ割り当てるのと同時に、A 種種類株式割当予定先に対し本種類株式を割り当てることにより、本新株式及び本種類株式については払込期日に、本新株予約権について

は新株予約権割当予定先による行使によって、当社が資金調達を段階的に実現することを目的とするものです。

本新株式、本新株予約権及び本種類株式の概要は以下のとおりです。

＜本新株式＞

当社は、株式割当予定先が当社に対して有する本貸付債権の現物出資（DES）を受け、株式割当予定先に対して本新株式を発行します（本新株式発行（DES））。

本新株式の発行価額は1株につき50円とし、現物出資される本貸付債権の額（3,600,000,000円）を当該発行価額で除した株式数（72,000,000株）の本新株式を発行します。現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が必要とされますが、現物出資の目的となる財産が当社に対する金銭債権である場合において、当該債権の弁済期が到来しており、かつ、会社の会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内であるときは、検査役又は専門家による調査を要しないこととされています（会社法第207条第9項第5号）。当社は、本貸付債権について、その弁済期を払込期日において本新株式発行（DES）を実施する時点とすることを、2026年8月24日付で割当予定先との間で合意しております。このため、本新株式発行（DES）における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。

＜本新株予約権＞

当社が新株予約権割当予定先に対して行使期間を2年間とする本新株予約権合計545,000個を発行し、新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は54,500,000株です。また、本新株予約権の行使価額は50円で固定されています。

＜本種類株式＞

当社は、現金の払込み及びA種種類株式割当予定先が当社に対して有する貸付金債権の現物出資を受け、A種種類株式割当予定先に対して本種類株式を発行します。当社は、当該貸付債権について、その弁済期を払込期日において本種類株式の発行を実施する時点とすることを、2026年8月24日付で割当予定先との間で合意しております。このため、本種類株式の発行における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。

（2）資金調達方法の選択理由

当社は、2025年10月29日付「第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少数私募）の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ」及び2026年3月13日付「第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第8回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年12月1日及び2026年3月30日と過去2回にわたりEVO FUNDを割当先とする第三者割当による新株予約権を発行いたしました。当社の株価が当初の想定を下回る水準で推移し、直近では当社株価が第9回新株予約権の下限行使価額である115円以下まで推移したことにより、新株予約権の行使がなされず資金調達が進まない状態に陥っておりました。そうした状況のなかで、当社よりEVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）に2026年6月に相談したところ、同社から第9回新株予約権の取得・消却及び新たな新株予約権発行による資金調達に関する提案を同月に受け、協議を開始いたしました。

EJSの当初の提案は第9回新株予約権を取得・消却した上で、行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）を新たに下限行使価額を引き下げたうえで相当規模で発行することによるリファイナンスでしたが、当社は、過去に発行したMSワラントでは株価の下落により結果として当初想定した資金調達額を確保するに至らなかった経緯を有しており、かかる経緯を踏まえ、再度のMSワラントによる調達ではなく、資金調達の蓋然性が高く、かつ、確実な運転資金の確保と財務体質の改善を同時に実現し得る抜本的な資金調達スキームの再検討を要請いたしました。これを受け、EJSより、(i)DESによる新株式の発行、(ii)種類株式（A種種類株式）

の発行及び (iii) 行使価額固定型新株予約権の発行を組み合わせた本スキームの提案を受けました。

当社は、当該提案を基礎として、発行数、払込金額、行使価額その他の諸条件について割当予定先と協議を重ねた結果、本スキームによる資金調達が発現時点における当社の財務状況及び資金需要に照らして最も適切であると判断し、その実施を決定いたしました。その後、当社は、DESに係る株式割当予定先及び GAD に対して本スキームへの参加を打診し、いずれからも応諾を得ております。

当該検討の過程で、早期の資金調達及び財務基盤の強化が喫緊の課題である当社としては、EVO FUND が保有する第9回新株予約権の全てを取得及び消却すると同時に本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、大規模な希薄化を伴いますが、本新株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、DESの手法により当社における借入金残高を圧縮し、自己資本比率を改善させることが可能となり、現時点における最良の選択であると考えております。

また、本新株予約権の発行により新株予約権割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

なお、本株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当は有利発行に該当します。当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、当社が2025年8月期までにおいて7期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であり、2026年8月期第3四半期においても営業利益の赤字計上が続いており、こうした厳しい財務状況下において、通常条件（市場株価を基準とした価格）で出資に応じる資金支援先の確保は極めて困難であると考えており、一定の有利発行はやむをえないものと判断しております。当社は資金確保の他の方策として保有ビットコイン売却も検討いたしましたが、約4年ごとに新規発行量が半減する設計に伴うビットコイン特有の需給変動（価格形成）サイクルの中で2027年春頃まではいわゆる「冬の時代」にある可能性があり、資金不足を埋めるためのビットコイン売却が経済面で大変不利な選択であると当社が考えていること、当社グループがグローバルのビットコイン保有量で世界第38位（<https://bitcointreasuries.net/> が公表するリスト“Top 100 Public Bitcoin Treasury Companies”のデータ（2026年8月9日時点）に基づき、当社にて集計）に位置することで業界内でも一定の存在感を訴求し、有力な業界プレーヤーとの協業機会を獲得できてきたことを踏まえると、保有ビットコインの一部売却によって有望プロジェクトに参画することへの悪影響が想定されます。現時点では確立された市場が存在しないものの将来的にスケールアップを期待しうる有望領域であるビットコイン領域が成長した際にキャッチアップできず、成熟事業領域であるアパレル事業・エステ事業等を中心に事業展開せざるを得ない状況となり、将来さらなる業績悪化に陥る懸念のあることにより、有利発行による株式希薄化は生じるものの、株主価値のさらなる棄損を回避でき、結果として一般株主の経済的利益に適合することから、当社は保有ビットコインの売却ではなく本第三者割当を選択すべきと考えております。なお、株式割当予定先であるネットプライスの職務執行者である山本和弘は、当社のビットコイン事業を管掌する取締役を兼務しており、一定の経営責任を負う立場にあります。しかしながら、ネットプライスは筆頭株主であるうえに融資先不在の中で当社に巨額の融資を実施している立場で、本第三者割当を通じてさらなる損失リスクをとる立場という他に代替のきかない存在であり、前述の経営責任を理由としてネットプライスを割当予定先から除外すると、当社はネットプライスへの債務返済が困難となり、結果的に株主価値のさらなる棄損を招来しかねません。また、当社の厳しい財務状況下、ダウンサイドリスクが限定され段階的行使が可能である新株予約権であれば新株予約権割当予定先において限界的に受容可能なリスクの範囲であったところ、本株式第三者割当の金額規模のもとでは通常条件（市場株価を基準とした価格）で出資に応じる資金支援先の確保は極めて困難であり、有利発行に該当する価格条件のもと、中長期で当社に取り組んでいる筆頭株主及び第2位株主でのみ引受への同意を得られた経緯があります。そのため、株主価値のさらなる棄損を回避するためには、有利発行に該当する価格条件であっても、ネットプライスに対して本新株式を発行することはやむを得ないものと判断いたしました。以上より、当社はネットプライスに対しての本株式第三者割当には必要性和相当性があるものと考えています。

以上のとおり、資金調達の蓋然性を高める本第三者割当による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行を行うことが現時点における最良の選択であると考えました。

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、下記「（３）本第三者割当の特徴」に記載の本第三者割当のメリット及びデメリット並びに「（４）他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本第三者割当が下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金の調達を一定の期間において高い蓋然性にて実現できることから、総合的な判断により本第三者割当を採用することを決定しました。なお、本第三者割当により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「６．発行条件等の合理性（２）発行数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載をご参照ください。

EVO FUND が保有する第９回新株予約権については、当社の株価が下限行使価額を下回ることもある状況となっており、予定していた資金を適時に調達することが難しくなっていることから、当社による第９回新株予約権の取得日時時点で残存する第９回新株予約権全て（2026年８月20日時点における残存個数：475,201個）を取得する旨の譲渡契約をEVO FUNDと締結し、当社が発行価額で取得後直ちに消却することとし、新たに本新株予約権を発行することといたしました。

第９回新株予約権の取得及び消却費用として8,575千円程度を見込んでおります。

第９回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

<第９回新株予約権の取得消却の内容>

（１）取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社ANAPホールディングス第９回新株予約権
（２）発行新株予約権総数	500,000個（50,000,000株）
2026年８月20日現在 （３）までの行使済新株予約権数	24,799個（2,479,900株）
（４）取得及び消却する新株予約権数	取得日時点において残存する第９回新株予約権の全て <参考：2026年８月20日時点における残存個数> 475,201個（47,520,100株）
（５）取得価額	取得日時点において残存する第９回新株予約権数に１個当たり取得価額（18円）を乗じた金額 <参考：2026年８月20日時点における残存個数を前提とした場合の取得価額総額> 8,553,618円
（６）取得日及び消却日	取得日：2026年９月７日（予定） 消却日：2026年９月７日（予定）
（７）消却後に残存する新株予約権の数	0個

（３）本第三者割当の特徴

本株式第三者割当においては、株式割当予定先が当社に対して有する本貸付債権の現物出資を受けることにより、現金の支出を要することなく当社の有利子負債を圧縮し、自己資本の増強

及び財務基盤の安定化を早期に図ることができます。

また、本新株予約権第三者割当においては、本新株予約権の行使価額は有利発行である 50 円に固定されており、割当株式数も固定されているため、本新株予約権は調達資金の最大額も固定されております。そのため、資金調達の時期を当社がコントロールできないことや希薄化率の大きさを考慮しても、行使価格設定が有利発行であるため行使がされやすく、2 年間の行使期間全体を通じてみると、行使期間内に安定した額の資金調達を行うことが期待できると考えております。

本種類株式第三者割当においては、A 種類株式割当予定先が当社に対して有する貸付金債権の現物出資を受けることにより、現金の支出を抑えて当社の有利子負債を圧縮し、自己資本の増強及び財務基盤の安定化を早期に図ることができます。

当社としては、本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にも多大なる不利益を与えることとなりますが、本資金調達により短期的な運転資金を確保することにより企業継続のための財務基盤を安定させ、収益力の改善を図ることを通して、当グループ全体の企業価値の一層の向上につながると考え、以下に記載するデメリットを上回るメリットがあるものと判断いたしました。

[メリット]

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定(行使価額は 50 円)されており、いわゆる MS ワラントのように将来的な市場株価の変動によって行使価額が修正されることはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定(第 11 回新株予約権 19,000,000 株、第 12 回新株予約権 35,500,000 株、合計 54,500,000 株)されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。

② 資本の増強及び財務内容の改善

本新株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら、DES の手法により当社における借入金残高を圧縮し、自己資本比率を改善することが可能となります。また、本種類株式発行により、金銭債務が削減され、4,000 百万円の株式発行により資本が増強されます。これにより当該債務の利息負担を回避でき、財務内容の改善等を通じて当社株主の利益に資するものと考えております。

③ 発行コストの削減

本新株式発行(DES)、本新株予約権及び本種類株式の発行を一度に行うことで、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、発行に係るコストを削減することが可能となります。

④ 本新株予約権割当契約上の本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、新株予約権割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 本種類株式には議決権及び普通株式への転換権が無いこと

本種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができませんので、当社普通株式に係る既存株主が有する議決権には希薄化が生じないこととなります。また、本種類株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されていないため、本種類株式の発行によっても、当社普通株式に係る既存株主が有する議決権に希薄化は生じません。

[デメリット]

① 株価より著しく低い発行価額及び行使価額での本新株式及び本新株予約権を発行することによる、株式割当予定先及び新株予約権割当予定先以外の既存株主の資産価値の大幅な希薄化

当社株式の市場株価からは大幅なディスカウントとなる発行価格及び行使価額での新株式及び本新株予約権の発行となるため、株式割当予定先及び新株予約権割当予定先を除く全ての既存株主の資産価値に大幅な希薄化(ディスカウント発行による理論株価の低下)が生じることとなります。

② 既存株式の希薄化の発生

借入又は社債と異なり、本新株式の発行による新規発行株式数合計 72,000,000 株(議決

権数 720,000 個)に、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される普通株式 54,500,000 株(議決権数 545,000 個)を合算した総数は普通株式 126,500,000 株(議決権数 1,265,000 個)であり、2026 年 8 月 4 日現在の当社発行済普通株式総数である 46,004,300 株(議決権数 456,512 個)に対して 274.97%(議決権総数に対し 277.10%)

(小数第 3 位を四捨五入)の希薄化が生じることになります。また、2026 年 8 月 21 日付の発行決議に先立つ 6 か月以内である 2026 年 3 月 13 日に発行を決議し 2026 年 3 月 30 日付で EVO FUND に対して割り当てられた第 9 回新株予約権 500,000 個(目的となる株式数 50,000,000 株(議決権 500,000 個))のうち行使された 24,799 個(目的となる株式数 2,479,900 株(議決権数 24,799 個))を、上記普通株式 126,500,000 株(議決権数 1,265,000 個)に合算した総株式数は 128,979,900 株(議決権数 1,289,799 個)であり、これを分子として、2026 年 8 月 4 日現在の当社発行済普通株式総数である 46,004,300 株(議決権数 456,512 個)から過去 6 か月以内に発行された株式総数である 2,479,900 株(議決権数 24,799 個)を控除した株式総数である 43,524,400 株(議決権総数 431,713 個)を分母とする希薄化率は 296.34%(議決権ベースの希薄化率は 298.76%)となります。なお、第 9 回新株予約権については、2026 年 7 月 31 日時点で 24,799 個が行使され 2,479,900 株が交付されましたが、残りの第 9 回新株予約権の合計 475,201 個(47,520,100 株相当分)は当社が 2026 年 9 月 7 日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第 9 回新株予約権はなくなる予定です。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

③ 当初に満額の資金調達ができないこと

本スキームにおいては、本新株式及び本種類株式は、DES の手法により発行されるため、これらの発行により資金調達は行われません。また、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

公募ではなく、第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 不行使期間が存在しないこと

本第三者割当は、短期間における確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面における新株予約権割当予定先による権利行使を当社がコントロールすることは困難です。

⑥ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先のうち EVO FUND 及び GAD の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。そのため、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑦ 配当金・残余財産に関する優先権

本種類株式の配当金の支払い及び残余財産の分配は、当社普通株式の配当金の支払い及び残余財産の分配に優先するため、仮に当社の配当原資や残余財産に不足が生じた場合、当社普通株式に係る既存株主は配当金及び残余財産の分配を受領できない可能性があります。

(4) 他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

現在の当社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりません。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であります。株主割当増資であれば、当社普通株式の市場価格からは大幅なディスカウントとなる発行価格であっても、既存株主が保有

する株式価値の実質的な希薄化を回避できる可能性はございますが、需給悪化による株価への影響は大きいと考えられ、結果として株価が発行価額を下回った場合は資金調達も進まないため、資金調達の蓋然性が低いと判断しました。これらの点を考慮の上、早期の資金調達及び財務基盤の強化が急務である当社においては、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(c) 新株式又は新株予約権のみの第三者割当増資

一般的な新株式のみの第三者割当では、希薄化が一度に生じるうえ、現在の当社の財務状況に鑑みて当社が必要とする資金全額の引受先を確保することは困難です。他方において新株予約権のみの第三者割当では資金調達の額及び時期について不確実性があるとともに、株式流動性や株価に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② 新株予約権付社債（MSCB 含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。今回は、新株予約権付社債によって、当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けておりません。また、割当予定先からも本第三者割当と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。

③ 新株予約権無償割当てによる増資

コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績も乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない中、現在の当社の財務状況に鑑みると引受手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。また、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、また、株主の皆様の投資行動によっては調達する資金の額が想定を下回るおそれがあるなか、当社株主は多数に及んでおり、さらに直近の当社の業績に鑑みると、既存株主の皆様のご理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。

④ 借入れ・社債・劣後債のみによる資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下しますし、現状の当社の財務状況に鑑みて、割当予定先以外の候補を見つけることは困難であると考えます。

⑤ 行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は株価動向によっては、当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	2,725,005,450 円
第11回新株予約権の払込金額の総額	1,900 円
第12回新株予約権の払込金額の総額	3,550 円
第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	950,000,000 円
第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,775,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	73,100,000 円
③ 差引手取概算額	2,651,905,450 円

(注) 1. 本株式第三者割当は、金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはございません。また、本種類株式第三者割当は、払込金額全額について債務の株式化（DES）の手法を採用するため、金銭による払込みはなく、DESの対象とな

- る 4,000,000,000 円分の当社の負債が減少することになります。
2. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額 5,450 円（第 11 回新株予約権 1,900 円、第 12 回新株予約権 3,550 円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額 2,725,000,000 円（第 11 回新株予約権 950,000,000 円、第 12 回新株予約権 1,775,000,000 円）を合算した金額であります。
 3. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書の作成費用、割当予定先の調査費用、本株式、本新株予約権、本種類株式に係る評価費用及び登記に係る登録免許税、本臨時株主総会の開催に係る費用並びに弁護士費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
 4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

（２）調達する資金の具体的な使途

本株式第三者割当及び本種類株式第三者割当は、金銭以外の財産の現物出資によるものであり、金銭による払込みはないため、手取額はありません。

本新株予約権の発行及び新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約 2,652 百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

＜本新株予約権による調達資金の使途＞

具体的な使途	金 額（百万円）	支出予定時期
① 第 8 回無担保普通社債の償還	800	2026 年 10 月～2027 年 6 月
② 長期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）	975	2026 年 10 月～2027 年 8 月
③ 当社における運転資金	400	2026 年 10 月～2028 年 8 月
④ 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金	350	2026 年 10 月～2028 年 8 月
⑤ 当社子会社（株式会社AEL）における運転資金	100	2026 年 10 月～2028 年 8 月
⑥ 当社子会社（株式会社ANAPライティングキャピタル）における運転資金	27	2026 年 10 月～2028 年 8 月
合計	2,652	

- （注） 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。
2. 資金調達額や調達時期は、本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。
3. 段階的に調達した資金は、①、②、③、④、⑤、⑥の優先順位で充当する予定です。但し、②は期限前一部返済であるため貸付人との協議により返済を留保し③を優先させる可能性があります。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 第 8 回無担保普通社債の償還

当社は2025年10月29日発行決議、同年12月15日発行の第8回無担保普通社債（発行価額：1,950百万円、償還期日：2027年6月2日、利率：年率0.0%、割当予定先：EVO FUND）を2026年10月から2027年6月の間に、第12回新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。

② 長期借入金の返済（ネットプライス事業再生合同会社）

当社は、2025年12月23日付の「資金調達に関するお知らせ」のとおり、ネットプライス事業再生合同会社を貸付人とした極度貸付契約書の締結（以下「シリーズ2 極度貸付」といいます。）により借入限度額70億円の資金調達を実施し、2026年2月18日付の「資金調達及び借入金の期限前返済に関するお知らせ」のとおり、当該借入限度額を90億円に拡大し、さらに、2026年6月18日付の「資金調達及び借入金の期限前返済に関するお知らせ」のとおり、借入限度額を100億円に拡大するとともに、M&A資金、投資事業資金使途のための極度貸付契約書の締結（以下「シリーズ3 極度貸付」といいます。）により借入限度額30億円の資金調達を実施しました。同社からの借入金残高は2026年7月31日時点で「シリーズ2 極度貸付」の69.15億円（「シリーズ3 極度貸付」は未利用）です。

「シリーズ2 極度貸付」に基づく長期借入の概要は、次のとおりです。

借入人	株式会社ANAPホールディングス
貸付人	ネットプライス事業再生合同会社
借入限度額	金100億円（2026年6月18日付で変更）
使途	一般運転資金、投資事業資金（ANAPライトニングキャピタルへの転貸資金）及び借入金の返済資金
金利	2%固定
契約日	2025年12月22日（2026年6月18日変更）
借入開始日	2025年12月23日
最終返済期限	2027年8月31日

「シリーズ3 極度貸付」に基づく長期借入の概要は、次のとおりです。

借入人	株式会社ANAPホールディングス
貸付人	ネットプライス事業再生合同会社
借入限度額	金30億円
使途	M&A資金及び投資事業資金（ANAPライトニングキャピタルへの転貸資金）
金利	2%固定
契約日	2026年6月18日
借入開始日	2026年6月18日
最終返済期限	2028年8月31日

本資金調達で調達する資金のうち「（2）調達する資金の具体的な使途 ②長期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）」に記載の金額（9.75億円）については、当社が現在ネットプライス事業再生合同会社から借り入れている長期借入金である69.15億円（2026年7月31日時点）に2026年9月30日までに予定されている追加借入4億円を加えた73.15億円のうち、本株式及び本種類株式のDESのために現物出資する金額（58.5億円）と最終返済期限において貸付人による再貸付（ロールオーバー）に応じて頂けるご意向を確認済みの金額（5億円）を控除した金額を若干（0.1億円）上回る金額として設定しており、同金額分

の返済に充当する予定です。これにより、借入金への依存度を軽減し、中長期的により安定した財務運営を可能とすることを目指しております。

長期借入金の返済は、新株予約権の行使状況に応じて段階的に実施する予定であり、資金調達の進捗に合わせて柔軟に対応いたします。万が一、返済計画に変更が生じた場合には、速やかに開示等を通じてお知らせいたします。

③ 当社における運転資金

当社は上場持株会社としての子会社経営管理、グループ経営管理（シェアドサービス）、グループ事業ポートフォリオの再構築、上場維持等を担っており、様々な業務分野の知見を有する人員を維持している関係で経費が恒常的に発生いたします。2026年10月から2028年8月にかけて、総額800百万円の支出を予定しており、本新株予約権の行使による調達額のうち400百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

④ 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金

株式会社ANAPは過去からの業績不振に伴う売上減少によるキャッシュ・フローの悪化や、家賃や人件費等の固定的支出を賄うための運転資金需要が生じており、加えて、事業規模を回復、拡大させるための既存店改修費及び新規出店費用等の資金を必要としております。当該支払は2026年10月～2028年8月に行われることを見込んでおり、事業経費、商品仕入等の運転資金として必要な手許運転資金200百万円、既存店舗改修費80百万円、新規出店費用100百万円の合計380百万円を使途とする予定です。本新株予約権の行使による調達額のうち合計350百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

⑤ 当社子会社（株式会社AEL）における運転資金

株式会社AELはエステ事業を行うことを目的として2025年2月1日に設立され、2025年5月1日より営業を開始しております。当事業は5店舗を運営中ですが、不採算店舗の閉鎖、人員削減効果により財務体質改善が進んでおり、新たな施術サービスの提供を開始することにより更なる財務体質改善を計画しております。運転資金として2026年10月～2028年8月における運転資金として、新たな機器の購入、店舗一部改装費用として70百万円、必要手許資金として80百万円の合計150百万円を見込んでおります。本新株予約権の行使による調達額のうち合計100百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

⑥ 当社子会社（株式会社ANAPライトニングキャピタル）における運転資金

株式会社ANAPライトニングキャピタルは投資事業を行う事を目的として2025年2月1日に設立され、主にビットコイン事業を行っております。同社の従業員は全員当社と兼務するなど販売管理費の抑制に努めておりますが当社が人件費及び立替費用の負担分を請求することで一定の販売管理経費は発生するため、運転資金として2026年10月～2028年8月に運転資金として120百万円を使途する予定です。本新株予約権の行使による調達額のうち合計27百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

<前回の資金調達における資金使途>

当社が、2026年3月13日開催の当社取締役会で決議した第三者割当により発行された第9回新株予約権（以下「前回増資」といいます。）による資金使途への充当状況は、以下のとおりです。なお、「短期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）」の未充当分については、本種類株式及び本新株式の発行に伴うDESで相当部分の返済を行い、「ビットコイン事業資金」については、シリーズ3極度貸付による借入金を充当する予定です。なお、前記「3. 本第三者割当の概要及び選択理由（2） 資金調達方法の選択理由 <第9回新株予約権の取得消却の内容>」に記載のとおり、第9回新株予約権は取得消却の予定です。

（第9回新株予約権発行により調達した資金の充当状況）（2026年8月21日現在）

具体的な使途	充当予定額 （百万円）	実際の調達額 （百万円）	充当額 （百万円）	支出時期
① 第8回無担保普通社債の償還	1,100	366	300	2026年3月～ 2026年7月

② 短期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）	4,988	0	0	
③ ビットコイン事業資金	5,370	0	0	
合計	11,458	366	300	

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、下記のとおり当社の収益性を改善し、継続企業としての中長期的な企業価値の向上に資することから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

上記のとおり、当社における資金繰りの状況は喫緊の課題となっており、財政基盤を安定させることが急務となっており、蓋然性の高い運転資金の確保が必要なため本資金調達が必要と考えております。

そのような中、「3. 本第三者割当の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、蓋然性の高い資金調達的手段として、株式割当予定先及び新株予約権割当予定先と複数回協議した上で当社にて検討した結果、本新株式、本新株予約権及び本種類株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら借入金残高を圧縮し、資金需要に応じた資金の調達を早期に実現し、当社の事業の発展のために資金を投じることができる可能性が高いと判断したため、かかる提案を受け入れることとしました。

本スキームは、発行価格が50円の本新株式及び発行価格が400円の本種類株式の発行と、行使価額が50円に固定された本新株予約権を組み合わせたものです。本新株式及び本種類株式の発行価格並びに本新株予約権の行使価額は最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなります。しかしながら、当社としては、以下の理由に基づき、本新株式及び本種類株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額に合理性があるものと判断しております。

① 本新株式

ア. 払込金額の具体的な内容

当社は、本第三者割当について割当予定先と協議する中でネットプライスから、本第三者割当で発行される本新株式の価額は本新株予約権の行使価格と同一であるべきという理由により50円とすることが引受の条件である旨の説明を受けました。その後本第三者割当についてかかる説明とともに四谷デジタルイノベーターズとも協議したところ、ネットプライスの意向と同じ意向である旨の説明を受けました。当社としても、早期の財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると本新株式の発行を行うことで直ちに当社の財務体質の改善につながると考えていたところ、株式割当予定先の上記提案を受け入れることが唯一かつ最善の手段であると判断し、本新株式の発行価額を50円といたしました。なお、本新株式の発行価格50円は、本新株式割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しており、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年8月20日）における当社普通株式の終値113円に対して55.8%（小数第2位以下を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前取引日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値103円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対して51.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値107円に対して53.3%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値147円に対して66.0%のディスカウントとなります。

なお、株式割当予定先であるネットプライスの職務執行者である山本和弘は、当社のビットコイン事業を管掌する取締役を兼務しており、一定の経営責任を負う立場にあります。しかしながら、ネットプライスは筆頭株主であるうえに融資先不在の中で当社に巨額の融資

を実施している立場で、本第三者割当を通じてさらなる損失リスクをとる立場という他に代替のきかない存在であり、前述の経営責任を理由としてネットプライスを割当予定先から除外すると、当社はネットプライスへの債務返済が困難となり、結果的に株主価値のさらなる棄損を招来しかねません。また、当社においては、継続的な営業赤字からの脱却が容易ではない環境下において、加えて同社からの借入金が相当な額に上っている状態で、DESとしての本新株式と本種類株式の発行による有利子負債の削減が、当社の財務基盤を抜本的に改善しうるものと考えております。なお、当社の厳しい財務状況下、ダウンサイドリスクが限定され段階的行使が可能である新株予約権であれば新株予約権割当予定先において限界的に受容可能なリスクの範囲であったところ、本株式第三者割当の金額規模のもとでは通常条件（市場株価を基準とした価格）で出資に応じる資金支援先の確保は極めて困難であり、有利発行価格のもとで中長期で当社に取り組んでいる筆頭株主及び第2位株主でのみ引受への同意を獲得できた経緯があります。このような必要性和相当性を考慮した上で、本資金調達に係る意思決定に際しては、本新株式の発行に関して特別の利害関係を有する山本氏が本新株式の発行に係る取締役会における審議及び決議に加わらないように発行手続きの公正性を担保しました。したがって、当社としては、本新株式の発行について、必要性和相当性があるものと判断しております。

イ. 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、株式割当予定先との協議及び交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様への議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本頭三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、当社株式の株式価値算定の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的に採用される手法である①市場株価平均法、及び②DCF法の各算定方法を採用し、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は、赤坂国際会計から2026年8月20日付で、株式価値算定報告書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法： 103円から147円

DCF法： 48円から59円

市場株価平均法では、本第三者割当に係る当社取締役会決議日の前営業日である2026年8月20日を算定基準日として、当社株式の基準日終値113円、直近1か月間の終値の単純平均値103円、直近3か月間の終値の単純平均値107円及び直近6か月間の終値の単純平均値147円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を103円～147円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した2026年8月期から2030年8月期までの5期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年8月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を48円～59円と算定しております。前提の財務予測に利用した3か年の当社の連結事業計画は、2026年8月期の売上高2,249百万円、営業損失1,858百万円、2027年8月期の売上高2,560百万円、営業損失710百万円、2028年8月期の売上高2,762百万円、営業損失328百万円、2029年8月期の売上高3,354百万円、営業利益97百万円、2030年8月期の売上高3,655百万円、営業利益231百万円となっており、事業計画のうち主な増加要因はアパレル事業で、2026年8月期は売上高1,707百万円、営業損失377百万円、2027年8月期は売上高2,100百万円、営業利益1.9百万円、2028年8月期は売上高2,300百万円、営業利益124百万円、2029年8月期は売上高2,800百万円、営業利益512百万円、2030年8月期は売上高3,100百万円、営業利益654百万円を見込んでおります。なお、割引率は加重平均資本コストとし、12.0%～16.2%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を▲1.0%～1.0%として、当社株式の1株当たり株式価値を算定しております。

ウ. 本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断

上記のとおり、本新株式の払込金額である 50 円は最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなりますが、本株式価値算定書に照らしても、DCF 法による算定結果（48 円から 59 円）の範囲内であること、また、上記のとおり、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、本新株式の発行を行うことで直ちに当社の財務体質の改善につながると考えていたところ、株式割当予定先から提案された上記払込金額を受け入れず、他の資金調達先を探すことは現実的に難しいことを総合的に勘案し、当社は、本新株式の払込金額は妥当な金額であると判断しています。

また、当社監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員が、本新株式の価格の評価の第三者算定機関である赤坂国際会計が当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められ、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また価格算定過程及び前提条件等に関して合理的なものであると判断できることから、新株式について、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、株主からの特別決議による承認をいただけることを条件に、新株式 1 株当たりの払込金額を 50 円とすることは相当である旨の意見を表明しております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び新株予約権割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026 年 8 月 20 日）の市場環境や新株予約権割当予定先の権利行使行動等並びに新株予約権割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（当社の株価（113 円）、ボラティリティ（78.3%）、予定配当額（0 円／株）、無リスク利子率（1.7%）及び市場出来高、新株予約権割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である第 11 回新株予約権 1 個当たり 7 円、第 12 回新株予約権 1 個当たり 7 円を参考に新株予約権割当予定先との間での協議を実施したところ、新株予約権割当予定先からは、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先である EVO FUND が過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受け、当社としても、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考えたため、本新株予約権 1 個の払込金額を 0.01 円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、上記のとおり当該評価額を参考に新株予約権割当予定先との間で協議した結果、新株予約権割当予定先と合意した本新株予約権 1 個の払込金額は、当該評価額よりも低いことを踏まえると、上記の本新株予約権 1 個の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。

本新株予約権の行使価額が 50 円と現在の当社株価に比べて低い価額に設定された理由としては、新株予約権割当予定先より、新株予約権割当予定先において総合的に検討した結果、当社の財務状況及び本資金調達がもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、当社が必要とする資金を調達できるだけの数の本新株予約権を行使できるようにするためには、行使価額は本新株式の発行価格と同額の 50 円が上限であるとの説明を受けております。また、新株予約権の発行価額が僅少（0.0001 円／株）となっている点については、新株予約権割当予定先である EVO FUND が過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。そのような状況下で本第三者割当と比較して当社の資金需要に応え、より良い条件を提示する先も探しましたが、時間的な制約もあり、当社の資金需要に応えるより良い他の割当予定先がいなかったため、上記の発行価額及び行使価額にて本第三者割当を行うこととしております。

上記のとおり、本新株予約権の行使価額 50 円は、本第三者割当に係る取締役会決議日の

直前取引日（2026年8月20日）における当社普通株式の終値113円に対して55.8%のディスカウント、同直前取引日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値103円に対して51.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値107円に対して53.3%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値147円に対して66.0%のディスカウントであり、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。また、上記のとおり、本新株予約権の発行価額0.01円（普通株式1株当たり0.0001円）は、赤坂国際会計による本新株予約権の評価額（第11回新株予約権1個当たり7円、第12回新株予約権1個当たり7円）よりも低いことから、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。なお、当社普通株式について赤坂国際会計により株式価値算定結果の提供を受けており、本新株予約権の行使価額50円は、本新株式のDCF法による株式価値算定結果（48円から59円）の範囲内であります。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権の価格の評価の第三者算定機関である赤坂国際会計が当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められ、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また価格算定過程及び前提条件等に関して合理的なものであると判断できることから、新新株予約権について、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、株主からの特別決議による承認をいただけることを条件に、新新株予約権1個当たりの行使価額を50円とすることは相当である旨の意見を表明しております。

③本種類株式

当社は、本種類株式の発行要項に定められた諸条件を考慮した本種類株式の評価を赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデルやモンテカルロ・シミュレーションといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本種類株式の権利内容を検討し、いわゆる普通株式への転換条項が付帯しておらず、期中において普通株式に優先する一定額の配当を受領し、金銭を対価とする取得条項に基づき発行会社が発行価額で償還する権利を有し、その経済実態が社債等の債権に類似するものと考え、社債の評価に準じて本種類株式からもたらされる将来キャッシュ・フローに基づき評価する配当割引モデルを用いて本種類株式の評価を実施しております。また、当該算定機関は、本種類株式の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日の市場環境、当社及び割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（金銭を対価とする取得条項、優先配当、無リスク利子率（1.7%）、リスクプレミアム（0.3%～1.2%））を考慮して本種類株式の評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である1株当たり282.9円から401.6円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本種類株式の払込金額を1株当たり400円とし、その他の発行条件を決定しておりますが、本種類株式の発行価額が当該評価額レンジ内であり、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本種類株式の発行条件は合理的であり、本種類株式の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本種類株式の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある取得価額、当社株式の株価及びボラティリティ等の前提条件を考慮して、オプションを組み込んだ証券の評価額の算定手法として一般的に用いられている配当割引モデルを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額レンジの下限を下回っていないことを判断の基礎としております。

当社はネットプライス及び四谷デジタルイノベーターズを株式割当予定先とし、EVO FUND及びGADを新株予約権割当予定先とし、ネットプライスをA種類株式割当予定先とする

ことが最善の手段であり、かつ、当社の資金需要に応じていることからすると合理性があるものと考えております。

当社取締役会としても、現在の当社の財政状況及び今後の資金需要並びに成長資金に係る資金調達に緊急に必要である状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達すること及び新株予約権割当予定先から提案された現状の払込金額及び行使価額に関する発行条件を受け入れず、他の資金調達先を探すことは難しいと判断しました。なお、上記「3. 本第三者割当の概要及び選択理由（4）他の資金調達方法」のとおり、本資金調達以外の資金調達方法についても検討いたしましたが、公募増資、株主割当増資、新株予約権無償割当による増資及び新株式又は新株予約権のみの第三者割当についてはいずれも実現が困難であるか、現実的に実現可能性がなく、新株予約権付社債については当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けなかったこと、借入れ・社債のみによる資金調達については、財務健全性がさらに低下する上、貸し手を見つけるのが困難であること、行使価額修正条項付新株予約権については当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、早期の資金調達をすることが困難であることを理由として、本資金調達を実施する判断にいたりました。

新株予約権割当予定先からは、上記のとおり、現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先である EVO FUND 及び GAD が過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。また、株式割当予定先からは、本第三者割当で発行される本新株式の価額は本新株予約権の行使価格と同一であるべきとの理由により 50 円に設定したい旨の依頼がありました。当社としても、大幅なディスカウントを避けて希薄化を抑えたスキームでは資本増強の蓋然性を確保できないことから、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考え、かかる発行価額が引受の条件である旨の説明を受けたためこれを受け入れた上で株主の皆様のご判断を仰ぐことにした次第です。

(2) 発行数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による新規発行株式数 72,000,000 株（議決権数 720,000 個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式数 54,500,000 株（議決権数 545,000 個）を合算した総数は 126,500,000 株（議決権数 1,265,000 個）であり、2026 年 8 月 4 日現在の当社発行済普通株式総数である 46,004,300 株（議決権数 456,512 個）に対して 274.97%（議決権総数に対し 277.10%）（小数第 3 位を四捨五入）にあたります。また、2026 年 8 月 21 日付の発行決議に先立つ 6 か月以内である 2026 年 3 月 13 日に発行を決議し 2026 年 3 月 30 日付で EVO FUND に対して割り当てられた第 9 回新株予約権 500,000 個（目的となる株式数 50,000,000 株（議決権 500,000 個））のうち行使された 24,799 個（目的となる株式数 2,479,900 株（議決権数 24,799 個））を、上記普通株式 126,500,000 株（議決権数 1,265,000 個）に合算した総株式数は 128,979,900 株（議決権数 1,289,799 個）であり、これを分子として、2026 年 8 月 4 日現在の当社発行済普通株式総数である 46,004,300 株（議決権数 456,512 個）から過去 6 か月以内に発行された株式総数である 2,479,900 株（議決権数 24,799 個）を控除した株式総数である 43,524,400 株（議決権総数 431,713 個）を分母とする希薄化率は 296.34%（議決権ベースの希薄化率は 298.76%）となります。なお、第 9 回新株予約権については、2026 年 7 月 31 日時点で 24,799 個が行使され 2,479,900 株が交付されましたが、残りの第 9 回新株予約権の合計 475,201 個（47,520,100 株相当分）は当社が 2026 年 9 月 7 日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第 9 回新株予約権はなくなる予定です。

したがって、既存株式の希薄化率が 25%以上となることを見込まれることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本臨時株主総会にて株主の皆様の意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

本第三者割当は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落、割当予定先を除く全ての既存株主の資産価値に対する大幅な希薄化（ディスカウント発行による理論株価の低下）等、既存株主の皆様にも多大なる不利益を与えることとなりますが、当社は、確実にアパレル事業、エステティック・リラックスサロン事業の改革、再編を実現させ、事業を継続的に成長させていくことで中長期的な事業成長及び企業価値向上を図るとともに、有利子負債を削減するために必要かつ合理的な方法であると判断しております。

また、当社普通株式の過去 6 か月における 1 日当たりの平均出来高は 172,006 株であり、

本新株予約権を権利行使期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していると考えております。

さらに、新株予約権割当予定先の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。新株予約権割当予定先が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。他方、株式割当予定先は、本新株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を口頭により確認しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 本新株式（割当株数 37,000,000 株）及び本種類株式

(a) 名 称	ネットプライス事業再生合同会社	
(b) 所 在 地	東京都千代田区六番町 15 番 2 号	
(c) 代表者の役職・氏名	代表社員 フルグルパートナーズ合同会社 職務執行者 山本 和弘	
(d) 事 業 内 容	有価証券の運用、投資、販売、保有等	
(e) 資 本 金	1 百万円	
(f) 設 立 年 月 日	2024 年 7 月 25 日	
(g) 発 行 済 株 式 数	－	
(h) 決 算 期	6 月	
(i) 従 業 員 数	1 名	
(j) 主 要 取 引 先	一般法人	
(k) 主 要 取 引 銀 行	GMOあおぞらネット銀行	
(l) 大株主及び持株比率	フルグルパートナーズ合同会社：99.99%	
(m) 当事会社間の関係	資 本 関 係	・当社は、2025 年 12 月 1 日付で、同社に 800 百万円の新株予約権付社債（潜在株式数 1,500,938 株）を割り当てております。 ・当社普通株式 12,099,100 株（議決権比率：26.50%）を保有する株主です。（2026 年 8 月 4 日時点）
	人 的 関 係	同社の代表社員であるフルグルパートナーズ合同会社の職務執行者並びに同社の出資者であるフルグルパートナーズ合同会社の代表社員である山本和弘は、当社取締役副社長を兼務しています。
	取 引 関 係	当社と同社との間で、2025 年 12 月 22 日付で借入限度額 7,000 百万円の極度貸付契約書を締結し、2026 年 2 月 18 日付で借入限度額を 90 億円に拡大変更合意し、2026 年 6 月 18

		日付で借入限度額を 100 億円に拡大変更合意しており、同社に対して 8,666 百万円の借入残がありました。ただし、当該借入残のうち、1,750 百万円に係る貸金債権については、2026 年 7 月 17 日付で合同会社四谷デジタルイノベーターズに対して譲渡しています。したがって、現在の借入残高は 6,915 百万円となります。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	関連当事者に該当します。

(n) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単位：千円。特記しているものを除く。）

決算期	-	-	2025年 6 月期
純 資 産			▲6,894
総 資 産			5,603,341
売 上 高			0
営 業 利 益			▲21,525
経 常 利 益			▲7,894
当 期 純 利 益			▲7,894

- (注) 1. 別途記載のある場合を除き、2026 年 8 月 21 日現在におけるものです。
2. ネットプライスは設立後 1 期のため、直近の決算期の経営成績及び財政状態のみを開示しております。

※当社は、ネットプライスについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、ネットプライスが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、ネットプライスには、本株式第三者割当に係る割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒 4 丁目 26 番 4 号、代表取締役：中村勝彦）にネットプライス並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026 年 7 月 15 日、ネットプライス並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はネットプライスについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

② 本新株式（割当株数 35,000,000 株）

(a) 名 称	合同会社四谷デジタルイノベーターズ
(b) 所 在 地	東京都新宿区四谷三栄町 1 番 1 号

(c) 代表者の役職・氏名	代表社員 吉谷 寛之	
(d) 事業内容	ITコンサルティング業務	
(e) 資本金	1 百万円	
(f) 設立年月日	2025年12月17日	
(g) 発行済株式数	—	
(h) 決算期	10 月	
(i) 従業員数	1 名	
(j) 主要取引先	一般法人	
(k) 主要取引銀行	三井住友銀行	
(l) 大株主及び持株比率	吉谷寛之：100%	
(m) 当事会社間の関係	資本関係	当社普通株式 10,320,900 株(議決権比率：22.61%)を保有する株主です。(2026 年 8 月 4 日時点)
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	・当社と同社との間で 2026 年 7 月 17 日付で借入限度額 1,750 百万円の極度貸付契約書を締結しており、同社に対して 1,750 百万円の借入残があります。なお、当該金銭債権はネットプライスにより当社に貸し付けられた金銭債権がネットプライスと四谷デジタルイノベーターズの間の 2026 年 7 月 17 日付債権譲渡契約書に基づき四谷デジタルイノベーターズに譲渡されたものです。 ・当社代表取締役社長である川合林太郎が代表社員を務めるフルグル合同会社は、四谷デジタルイノベーターズに対して、1,750 百万円を貸し付けています。
	関連当事者への該当状況	関連当事者に該当します。

- (注) 1. 別途記載のある場合を除き、2026 年 8 月 21 日現在におけるものです。
2. 合同会社四谷デジタルイノベーターズは 2025 年 12 月 17 日設立であり、初年度が経過していないため、「最近 3 年間の経営成績及び財政状態」は記載しておりません。

※当社は、四谷デジタルイノベーターズについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、四谷デジタルイノベーターズが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、四谷デジタルイノベーターズには、本株式第三者割当に係る割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒 4 丁目 26 番 4 号、

代表取締役：中村勝彦）に四谷デジタルイノベーターズ並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026 年 7 月 15 日、四谷デジタルイノベーターズ並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は四谷デジタルイノベーターズについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

③ 第 11 回新株予約権（割当新株予約権数 190,000 個）

(a) 名 称	GAD 有限責任事業組合 (ジーエーディーユウゲンセキニンジギョウクミアイ)	
(b) 所 在 地	東京都千代田区麹町一丁目 8 番地 JFN センター 5 階	
(c) 設 立 根 拠 等	有限責任事業組合契約に関する法律	
(d) 組 成 目 的	有価証券の運用、投資、売買、保有、等	
(e) 組 成 日	2021 年 10 月 26 日	
(f) 出 資 の 総 額	100,000 円	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	立川光昭 50%、清水誠 50%	
(h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表組合員 立川 光昭	
(i) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 資 本 関 係	・当社普通株式 5,200,000 株(議決権比率：11.39%)を保有する株主です。 (2026 年 8 月 4 日時点)
	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド の 業 務 執 行 組 合 員 と の 関 係	GAD の代表組合員である立川光昭は、2024 年 10 月 3 日から 2025 年 3 月 31 日まで当社取締役会長を、2025 年 3 月 31 日から 2025 年 10 月 20 日まで株式会社 ANAP 取締役を、それぞれ務めておりました。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	関 連 当 事 者 に 該 当 し ま す。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026 年 8 月 21 日現在におけるものです。

※ 当社は、GAD について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、GAD が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、GAD には、第 11 回新株予約権割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒 4 丁目 26 番 4 号、代表取締役：中村勝彦）に GAD 並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026 年 7 月 15 日、GAD 並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書

を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は GAD については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

④ 第 12 回新株予約権（割当新株予約権数 355,000 個）

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY 1-9005, Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資目的	
(e) 組 成 日	2006 年 12 月	
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約226.6百万米ドル（2026年 4 月30日現在）	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Tiger Holdings Ltd. (Tiger Holdings Ltd. の議決権 は間接的に 100%マイケル・ラーチが保有)	
(h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	12 億 1,905 万 8,875 円
(j) 上 場 会 社 と 当 該 ファンドとの間の関係	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当該ファンドは、第 8 回無担保社債 800 百万円並びに第 9 回新株予約権及び普通株式 3,700,000 株(議決権比率：8.10%)を保有しています。(2026 年 8 月 4 日時点) なお、「3. 本第三者割当の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第 9 回新株予約権は取得及び消却される予定です。 また、過去に第 8 回新株予約権を 340,000 個割り当てています。
	当 社 と 当 該 フ ァ ン ド 代 表 者 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。
	当 社 と 国 内 代 理 人 と の 間 の 関 係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026 年 8 月 21 日現在におけるものです。

- ※ 当社は、EJS により紹介された割当予定先並びに間接的にその持分の 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUND には、第 12 回新株予約権割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。
- さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒 4 丁目 26 番 4 号、代表取締役：中村勝彦）に EVO FUND 並びに間接にその 100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026 年 7 月 15 日、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。
- 以上から総合的に判断し、当社は EVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、EVO FUND、その役員及び主な出資者が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

（２）割当予定先を選定した理由

① ネットプライス

当社は、株式割当予定先かつＡ種種類株式割当予定先であるネットプライスに対し、本新株式発行（DES）及び本種類株式第三者割当について打診したところ、当社の財務健全化に資するものであるとの理解のもとネットプライスより快諾をいただき、検討の結果、ネットプライスに新株式及び本種類株式を割当てることといたしました。また、ネットプライスは当社の主要株主であり当社の企業価値を高めることに関して方針が一致しており、当社の企業価値向上に資する割当予定先であると考えられること、本新株式及び本種類株式を発行して当社の財務健全化を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

② 四谷デジタルイノベーターズ

当社は、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズに対し、本新株式発行（DES）について打診したところ、当社の財務健全化に資するものであるとの理解のもと四谷デジタルイノベーターズより快諾をいただき、検討の結果、四谷デジタルイノベーターズに新株式を割当てることといたしました。また、四谷デジタルイノベーターズは当社の主要株主であり当社の企業価値を高めることに関して方針が一致しており、当社の企業価値向上に資する割当予定先であると考えられること、本新株式を発行して当社の財務健全化を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

③ GAD

当社は、新株予約権割当予定先である GAD に対し、本新株予約権発行について打診したところ、本新株予約権の行使が当社の中長期的な事業成長及び企業価値向上に資するものであるとの理解のもと GAD より快諾をいただき、検討の結果、GAD に本新株予約権を割当てることといたしました。また、GAD は当社の主要株主であり当社の企業価値を高めることに関して方針が一致しており、当社の企業価値向上に資する割当予定先であると考えられること、当社株式が売却されたとしても、新株予約権の行使によって調達した資金は各資金使途に充当されるものであり、当該売却が企業価値を棄損することにはつながらないことから、本新株予約権を発行して当社の財務健全化を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

④ EVO FUND

当社は、「３．本第三者割当の概要及び選択理由（２）資金調達方法の選択理由」に記載したとおり、第 9 回新株予約権の行使が進まず、EJS に新たな資金調達手法を相談する中で、同社から第 9 回新株予約権の取得・消却及び本新株予約権による資金調達に関する提案を 2026 年 6 月に受けました。同社から提案を受けた資金調達手法の内容を当社内において協議、検討した結果、本第三者割当が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、上記の本第三者

割当のメリット・デメリットを勘案の上、EJSと協議した結果、既存株主の株式価値希薄化への配慮から、本第三者割当による資金調達方法が最良の選択肢であり、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、EVO FUNDが割当予定先として適当であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。

また過去にEVO FUNDとの間で、2025年10月29日に第8回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第8回無担保普通社債（少人数私募）の割当契約を締結し、2026年3月13日に第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の割当契約を締結する等、EVO FUNDは、過去に複数回にわたって当社の割当先として割当てを受けた実績があります。

EVO FUNDは、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、上場会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。EVO FUNDは、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおりません。

EVO FUNDの関連会社であるEJSが、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（住所：Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針

① ネットプライス

株式割当予定先であるネットプライスは、本新株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を本株式第三者割当に係る割当契約により確認する予定です。

また、当社は、株式割当予定先であるネットプライスから、払込期日から2年間ににおいて、同社が本第三者割当により取得した当社普通株式及び本種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、株式割当予定先であるネットプライスから払込期日までに確約書を取得する予定であります。

② 四谷デジタルイノベーターズ

株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズは、本新株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を本株式第三者割当に係る割当契約により確認する予定です。

また、当社は、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズから、払込期日から2年間ににおいて、同社が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズから払込期日までに確約書を取得する予定であります。

③ GAD

第11回新株予約権割当予定先であるGADは、純投資を目的としており、第11回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を短期間で譲渡する可能性があり、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針

である旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭にて確認しております。

また、第 11 回新株予約権割当契約において、新株予約権割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。GAD から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。GAD とは、現時点において本新株予約権を譲渡する予定はない旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭で確認しております。

④ EVO FUND

第 12 回新株予約権割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、第 12 回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭にて確認しております。

また、第 12 回新株予約権割当契約において、新株予約権割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。EVO FUND から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。EVO FUND とは、現時点において本新株予約権を譲渡する予定はない旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① ネットプライス

本新株式発行 (DES) は、全株式を払込に代えて DES の方法によりしますので、金銭による払込みはありません。なお、現物出資の目的となる財産は、当社に対して有する金銭債権であることから、当社におきましても当該財産の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認いたしました。

② 四谷デジタルイノベーターズ

本新株式発行 (DES) は、全株式を払込に代えて DES の方法によりしますので、金銭による払込みはありません。なお、現物出資の目的となる財産は、当社に対して有する金銭債権であることから、当社におきましても当該財産の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認いたしました。

③ GAD

当社は、GAD の保有財産の裏付けを GAD に確認したところ、2026 年 7 月 30 日現在の銀行口座の取引明細の提示を受けました。当該銀行口座の取引明細から把握できる資金残高は第 11 回新株予約権の行使に要する資金の総額に不足しているものの、かつて GAD が日本製麻株式会社 (東証スタンダード 3306) の主要株主であった際に友好的な主要株主として面識を持った関係にある LEOMO, inc (本店所在地: 3200 Carbon Place Suite 100, Boulder, CO USA 80301) からの借入金によって充当する旨の説明を受け、LEOMO, inc の 2026 年 7 月 30 日現在の証券口座の写し並びに当該借入に係る極度貸付金銭消費貸借契約書 (貸主: LEOMO, inc、極度額: 200,000,000 円、返済期限: 2030 年 8 月 31 日、利率: 年 1%) の写しの提示を受けました。貸主 LEOMO, inc が極度額を上回る金融資産 (国内上場株式) を保有しており、当該金融資産の市場売却により確保する資金をもって GAD に融資することで第 11 回新株予約権の行使に要する資金の総額を確保して第 11 回新株予約権の行使をすることを、GAD の組合員である清水誠氏より当社は説明を受けました。

加えて、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、本新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

④ EVO FUND

第12回新株予約権割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2026年5月29日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額並びに本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、新株予約権割当予定先は本新株予約権の行使にあたっても十分な資金を有していると判断しております。

また、新株予約権割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を新株予約権割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額並びに本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、ネットプライス事業再生合同会社及びEVO FUNDは、第9回新株予約権発行に伴い締結した貸株契約の内容を変更し、本新株予約権の円滑な行使のため、ネットプライス事業再生合同会社のEVO FUNDへの貸株を継続する予定です（契約期間：2026年3月13日～2028年10月9日、貸借株数（上限）：3,700,000株、貸借料：年率0%、担保：無し。）。

8. 大株主及び持株比率

募集前（2026年8月4日現在）		募集後	
ネットプライス事業再生合同会社	26.30%	ネットプライス事業再生合同会社	28.46%
合同会社四谷デジタルイノベーターズ	22.43%	合同会社四谷デジタルイノベーターズ	26.27%
GAD有限責任事業組合	11.30%	GAD有限責任事業組合	—
EVO FUND	8.04%	EVO FUND	—
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1 (常任代理人 みずほ銀行)	5.43%	THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1 (常任代理人 みずほ銀行)	1.45%
EUROCLEAR BANK S. A. /N. V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	5.34%	EUROCLEAR BANK S. A. /N. V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.42%
家高 利康	1.01%	家高 利康	0.27%
J Pモルガン証券株式会社	0.92%	J Pモルガン証券株式会社	0.24%
楽天証券株式会社共有口	0.79%	楽天証券株式会社共有口	0.21%
中島 篤三	0.65%	中島 篤三	0.17%

(注) 1. 大株主及び持株比率は、2026年8月4日時点の株主名簿上の株式数（自己株式を除きます。）に基づき記載しております。

2. 新株予約権割当予定先のうち、GADは純投資を目的としており、第11回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を短期間で譲渡する可能性があるとのことです。また、新株予約権割当予定先のうち、EVO FUNDの第12回新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、新株予約権割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておられませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。

3. 大株主及び持株比率は、発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する割合を、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

当社は本資金調達で当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点における本第三者割当が当社の2026年8月期の業績に与える影響につきましては、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額（差引手取概算額） 発行諸費用の概算額」に記載の金額のとおり、軽微であります。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、既存株式の希薄化率が25%以上であることから、取引所の定める有価証券上場規程に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。つきましては、2026年9月29日開催予定の本臨時株主総会に付議する本第三者割当に関する議案の中で、本第三者割当の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が特別決議により承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたします。

本資金調達が成立しない場合、当社は資金難から相場環境とは無関係に保有ビットコインの

換金売りを迫られ、当社の事業ポートフォリオにおける有望事業であるビットコイン事業の芽がなくなり、将来さらなる業績悪化に陥る可能性が高いと考えております。したがって、大規模な株式希薄化は生じるものの、株主価値のさらなる棄損を回避でき、結果として少数株主を含む一般株主の経済的利益に適合するものと考えております。したがって、本資金調達には必要性が認められます。

また、株式割当予定先であるネットプライスは筆頭株主であるうえに融資先不在の中で当社に巨額の融資を実施している立場であり、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズも主要株主であると同時に当社に対する巨額の融資債権を有する立場であって、両社は本第三者割当を通じてさらなる損失リスクをとる存在です。加えて、新株予約権割当予定先であるGADも当社の主要株主であり、本資金調達及び調達した資金の活用による当社の業績向上に重要な関心と利害関係を有しております。そのため、主要株主でもある割当予定先は、少数株主を含む一般株主の経済的利益に適合する議決権行使を行うものと考えられます。したがって、本資金調達には、少数株主の保護の観点からの相当性も認められます。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
売上高（千円）	4,216,448	—	1,774,723
営業損失（△）（千円）	△740,478	—	△1,456,570
経常損失（△）（千円）	△801,562	—	△316,625
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△1,164,779	—	△2,660,020
1株当たり当期純損失（△）（円）	△230.84	—	△153.95
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり純資産額（円）	△174.95	—	336.04

(注) 当社は、連結子会社であった株式会社ANAPラボが2023年11月29日付で解散し、2024年2月9日付で清算終了したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、2024年8月期は連結財務諸表を作成しておりません。その後2025年2月に連結子会社を新設したことにより、2025年8月期は連結財務諸表を作成しております。

(2) 最近3年間の業績（単体）

決算期	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
売上高（千円）	4,216,448	2,709,226	882,403
営業損失（△）（千円）	△740,775	△996,492	△773,786
経常損失（△）（千円）	△789,224	△1,076,272	△5,891,310
当期純損失（△）（千円）	△1,160,110	△1,187,594	△2,369,794

1株当たり当期純損失（△）（円）	△229.92	△231.54	△137.15
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）（円）	— （－）	— （－）	— （－）
1株当たり純資産額（円）	△173.25	△404.97	343.77

（３）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年8月4日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	46,004,300 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）にお ける 潜 在 株 式 数	49,021,038 株	106.56%
下限値の転換価額（行使価額）にお ける 潜 在 株 式 数	49,021,038 株	106.56%
上限値の転換価額（行使価額）にお ける 潜 在 株 式 数	—	—

（注）上記潜在株式数は、第9回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数であります。なお、「3. 本第三者割当の概要及び選択理由 （2）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第9回新株予約権は取得及び消却される予定です。

（４）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

（単位：円）

決算年月	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
始 値	400	256	264
高 値	407	454	1,835
安 値	235	168	242
終 値	256	261	697

② 最近6ヶ月間の状況

（単位：円）

	2026年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	241	214	141	124	102	99
高 値	252	216	147	126	124	135
安 値	200	140	118	99	96	95
終 値	214	140	122	102	99	113

（注） 1. 各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
2. 2026年8月の株価については、2026年8月20日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価（単位：円）

年月日	2026年8月20日
始 値	117
高 値	135
安 値	111
終 値	113

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

払 込 期 日	2024年11月27日
調 達 資 金 の 額	1,350,000,000円
発 行 価 額	1株につき125円
募集時における 発行済株式数	5,474,800株
当該募集による 発行株式数	10,800,000株
募集後における 発行済株式数	16,274,800株
割 当 先	ネットプライス事業再生合同会社：6,800,000株 Q L有限責任事業組合：3,600,000株 株式会社サムライパートナーズ：400,000株
発行時における当 初の資金使途（注）	現物出資による債務の株式化（DES）
発行時における 支出予定時期	2024年11月
現時点における 充 当 状 況	全額充当済みです。

（注）本①の新株式の発行については、金銭債権の現物出資により割当が行われております。

② 第三者割当による第6回新株予約権の発行

割 当 日	2024年11月27日
発行新株予約権数	28,925個
発 行 価 額	11,598,925円 （本新株予約権1個につき401円）
発行時における 調達予定資金の額	711,583,925円 （内訳） 新株予約権発行分 11,598,925円 新株予約権行使分 699,985,000円
割 当 先	株式会社ネットプライス：6,198個 Q L有限責任事業組合：22,727個

募集時における 発行済株式数	5,474,800 株
当該募集による 潜在株式数	2,892,500 株（第6回新株予約権1個につき100株）
現時点における 行使状況	2,892,500 株
現時点における 調達した資金の額	711,583,925 円
発行時における 当初の資金使途	① 新規出店及び既存店舗の改修費用：200 百万円 ② 販売事業における広告・プロモーション費用：200 百万円 ③ 商品仕入、イベント販売等の運転資金：251 百万円
発行時における 支出予定時期	① 2024 年 11 月～2027 年 8 月 ② 2024 年 11 月～2027 年 8 月 ③ 2024 年 11 月～2027 年 8 月
現時点における 充当状況	① 全額充当済みです ② 全額充当済みです ③ 全額充当済みです

③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）

払込期日	2025 年 7 月 22 日
調達資金の額	11,499,936,800 円
発行価額	1 株につき 968 円
募集時における 発行済株式数	19,167,300 株
当該募集による 発行株式数	11,880,100 株
募集後における 発行済株式数	31,047,400 株
割当先	ネットプライス事業再生合同会社：3,615,700 株 株式会社キャピタルタイフーン：8,264,400 株
発行時における 当初の資金使途 （注1）（注2）	① 現物出資による債務の株式化（DES）：3,500 百万円 ② ビットコインの現物出資：7,999 百万円 ③ 当社子会社（株式会社 A N A P）における運転資金：500 百万円 ④ 当社子会社（株式会社 ARF、株式会社 AEL）における運転資金：500 百万円
発行時における 支出予定時期	① 2025 年 7 月 ② 2025 年 7 月 ③ 2025 年 7 月～2026 年 8 月 ④ 2025 年 7 月～2026 年 8 月
現時点における 充当状況	① 全額充当済みです。 ② 全額充当済みです。 ③ 全額充当済みです。

	④ 全額充当済みです。
--	-------------

(注) 1. 本③の新株式の発行（公正発行）と下記④の新株式の発行（有利発行）により調達する資金に係る使途の合計額であります。

2. 本③の新株式の発行の一部については、金銭債権及びビットコインの現物出資により割当が行われております。

④ 第三者割当による新株式の発行（有利発行）

払 込 期 日	2025 年 7 月 22 日
調 達 資 金 の 額	1,000,000,000 円
発 行 価 額	1 株につき 250 円
募集時における 発行済株式数	19,167,300 株
当該募集による 発行株式数	4,000,000 株
募集後における 発行済株式数	23,167,300 株
割 当 先 （ 注 ）	合同会社A E G I S
発行時における 当初の資金使途	上記「③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。
発行時における 支出予定時期	上記「③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。
現時点における 充 当 状 況	上記「③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。

(注) 当初は Q L 有限責任事業組合に対して10,000,000株を、株式会社Tiger Japan Investmentに対して6,500,000株を割り当てる予定でしたが、Q L有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentと当社の間の必要な契約締結とその定めに従った出資の履行が完了しなかったため、Q L有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentについては失権となりました。

⑤ 第三者割当による第7回新株予約権の発行

割 当 日	2025 年 7 月 22 日
発行新株予約権数	49,070 個
発 行 価 額	65,557,520円 (第7回新株予約権1個につき1,336円)
発行時における 調達予定資金の額	4,815,533,520円 (内訳) 新株予約権発行分 65,557,520円 新株予約権行使分 4,749,976,000円
割 当 先 （ 注 ）	ネットプライス事業再生合同会社：28,409個 合同会社A E G I S ：20,661個

募集時における 発行済株式数	19,167,300株
当該募集による 潜在株式数	4,907,000株（第7回新株予約権1個につき100株）
現時点における 行使状況	2,846,100株（2025年8月31日時点）
現時点における 調達した資金の額	2,755,024,800円（2025年8月31日時点）
発行時における 当初の資金使途	① 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金：1,180百万円 ② 当社子会社（株式会社ARF、株式会社AEL）における運転資金：830百万円 ③ 当社子会社（株式会社ANAP）におけるM&A資金：0百万円 ④ 当社子会社（株式会社ANAPライトニングキャピタル）におけるビット コイン取得資金：2,750百万円
発行時における 支出予定時期	① 2025年7月～2030年7月 ② 2025年7月～2030年7月 ③ 2025年7月～2026年8月 ④ 2025年7月～2026年3月
現時点における 充当状況	① 全額充当済みです。 ② 全額充当済みです。 ③ 全額充当済みです。 ④ 全額充当済みです。

- （注）1．当初はQL有限責任事業組合に対して第7回新株予約権10,330個を割り当てる予定でしたが、QL有限責任事業組合による当社との間で必要な契約締結とその定めに従った払込手続きが完了しなかったため、QL有限責任事業組合については失権となりました。
- 2．2026年3月13日時点において第7回新株予約権は49,070個全部が行使済みであり、これにより発行された株式数は4,907,000株となります。

⑥ 第三者割当による第8回新株予約権の発行

割 当 日	2025年12月1日
発行新株予約権数	340,000個
発 行 価 額	23,460,000円 （第8回新株予約権1個につき69.00円）
発行時における 調達予定資金の額	18,048,460,000円 （内訳） 新株予約権発行分 23,460,000円 新株予約権行使分 18,025,000,000円
割 当 先	EVO FUND
募集時における 発行済株式数	39,608,636株（自己株式345,764株を除く）
当該募集による 潜在株式数	34,000,000株（第8回新株予約権1個につき100株）
現時点における 行使状況	3,570,000株（2026年3月17日時点）

現時点における 調達した資金の額	1,028,520,000 円（2026 年 3 月 17 日時点）
発行時における 当初の資金使途	① 第 8 回無担保社債（少人数私募）の償還：1,950 百万円 ② 長期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）：6,600 百万円 ③ ビットコイン事業資金：9,448 百万円
発行時における 支出予定時期	① 2025 年 12 月～2027 年 6 月 ② 2025 年 12 月～2026 年 2 月 ③ 2025 年 12 月～2027 年 6 月
現時点における 充 当 状 況	① 850 百万円 ② 0 百万円 ③ 3,979 百万円

⑦ 第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

割 当 日	2025 年 12 月 1 日
発行新株予約権数	8 個
社債及び新株予約 権 の 発 行 価 額	800,000,000 円 (第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の金額 100 円につき 100 円。) 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権については、当 該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
発行時における 調達予定資金の額	800,000,000 円
割 当 先	ネットプライス事業再生合同会社
募集時における 発行済株式数	39,608,636 株(自己株式 345,764 株を除く)
当該募集による 潜在株式数	1,500,938 株
現時点における 行 使 状 況	0 株（2026 年 3 月 13 日時点）
現時点における 調達した資金の額	800,000,000 円（2026 年 3 月 13 日時点）
発行時における 当初の資金使途	① ビットコイン事業資金：800 百万円
発行時における 支出予定時期	① 2025 年 7 月～2030 年 7 月
現時点における 充 当 状 況	① 800 百万円を充当済みです。

(注) 1. 2026 年 8 月 20 日時点において第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債は 0 個が
転換済みであり、これにより発行された株式数は 0 株となります。

⑧ 第三者割当による第9回新株予約権の発行

割 当 日	2026 年 3 月 30 日
発行新株予約権数	500,000 個
発 行 価 額	9,000,000円 (第9回新株予約権1個につき18円)
発行時における 調達予定資金の額	11,509,000,000円 (内訳) 新株予約権発行分 9,000,000円 新株予約権行使分 11,500,000,000円
割 当 先	EVO FUND
募集時における 発行済株式数	39,608,636 株(自己株式 345,764 株を除く)
当該募集による 潜在株式数	50,000,000 株 (第9回新株予約権1個につき100株)
現時点における 行使状況	2,479,900 株 (2026 年 8 月 20 日時点)
現時点における 調達した資金の額	366,000,000 円 (2026 年 8 月 20 日時点)
発行時における 当初の資金使途	① 第8回無担保社債(少人数私募)の償還: 1,100 百万円 ② 長期借入金返済(ネットプライス事業再生合同会社): 4,988 百万円 ③ ビットコイン事業資金: 5,370 百万円
発行時における 支出予定時期	① 2026 年 3 月～2027 年 6 月 ② 2026 年 3 月～2027 年 8 月 ③ 2026 年 3 月～2027 年 9 月
現時点における 充 当 状 況	① 300 百万円 0 百万円 ② 0 百万円

(注) 1. 2026年8月20日時点において第9回新株予約権は24,799個が行使済みであり、これにより発行された株式数は2,479,900株となります。

2. 「3. 本第三者割当の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第9回新株予約権は取得及び消却される予定です。

II 第9回新株予約権の取得及び消却

- 第9回新株予約権の取得及び消却
上記「3. 本第三者割当の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」をご参照ください。
- 第9回新株予約権の取得及び消却の理由
上記「3. 本第三者割当の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」をご参照ください。
- 今後の見通しについて
当社の2026年8月期の業績に与える影響につきましては軽微であります。

Ⅲ. 定款の一部変更

当社は、2026 年 8 月 21 日付の取締役会において、「定款一部変更の件」について、2026 年 9 月 29 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

当社の現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数は 151,000,000 株であり、2026 年 8 月 4 日現在の当社発行株式総数は 46,004,300 株となっております。上記「Ⅰ. 第三者割当による新株式（現物出資）及び第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権及び A 種種類株式の発行並びに新株予約権の割当契約の締結」に記載したとおり、当社は、第 8 回無担保普通社債の償還、長期借入金の返済、運転資金の調達等を目的として、本臨時株主総会での承認決議が得られることを条件として、本第三者割当を行うことを予定しております。本新株予約権の行使による新株式の発行及び本種類株式の発行を可能とするために、発行可能株式総数を増加し、かつ A 種種類株式に関する定款規定を新設するものであります。

なお、本定款変更については、本臨時株主総会において、本第三者割当に係る各議案の承認が得られることを条件とします。

2. 変更の内容

（下線部は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
【省略】 第 2 章 株 式 （発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>151,000,000 株</u>とする。 【新設】 【新設】	【現行通り】 第 2 章 株 式 （発行可能株式総数） 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>184,000,000 株</u>とする。 （発行可能種類株式総数） 第 7 条 当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 ・ <u>普通株式 174,000,000 株</u> ・ <u>A 種種類株式 10,000,000 株</u> （A 種種類株式） 第 8 条 A 種種類株式の内容は次のとおりとする。 （1）<u>配当金</u> 当社は、<u>A 種種類株式を有する株主</u>（以下「<u>A 種種類株主</u>」という。）及び<u>A 種種類株式の登録株式質権者</u>（以下「<u>A 種種類登録株式質権者</u>」という。）に対しては、<u>配当可能利益が留保された場合</u>

	<u>には、普通株式に優先して年率2.0%相当額を上限として配当する。</u> <u>(2) 議決権</u> <u>A種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(3) 種類株主総会</u> <u>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>(4) 株式の併合、分割及び募集株式の割当を受ける権利</u> <u>① 株式の併合</u> <u>当社は、株式の併合をするときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。</u> <u>② 株式の分割</u> <u>当社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。</u> <u>③ 株式無償割当て</u> <u>当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。</u> <u>④ 募集株式の割当て</u> <u>当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u> <u>⑤ 新株予約権無償割当て</u> <u>当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当て</u>
--	---

(自己の株式の取得) 第 7 条 【条文省略】 (単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。 【以下、省略】	<u>を受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u> ⑥ 募集新株予約権の割当て <u>当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u> (5) 金銭を対価とする取得請求権 <u>A種種類株主は、A種種類株式発行後、当社に対して、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができないものとする。</u> (6) 金銭を対価とする取得条項 <u>当社は、A種種類株式発行後、いつでも、A種種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第2項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる。A種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該A種種類株式の数に 400 円を乗じて得られた額とする。</u> (7) 譲渡制限 <u>譲渡によるA種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</u> (自己の株式の取得) 第 9 条 【現行通り】 (単元株式数) 第 10 条 当会社の単元株式数は、<u>次のとおり</u>とする。 <table border="0"> <tr> <td>・普通株式</td> <td><u>100株</u></td> </tr> <tr> <td>・A種種類株式</td> <td><u>1株</u></td> </tr> </table> 【以下、一条ずつ繰り下げる】	・普通株式	<u>100株</u>	・A種種類株式	<u>1株</u>
・普通株式	<u>100株</u>				
・A種種類株式	<u>1株</u>				

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会
定款変更の効力発生日

: 2026年9月29日（火）（予定）

: 2026年9月29日（火）（予定）

以上

(別紙)

株式会社ANAPホールディングス
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数

普通株式 72,000,000 株

2. 募集株式の払込金額

1 株につき 50 円とする。

3. 払込金額の総額

3,600,000,000 円

4. 申込期日

2026 年 9 月 30 日

5. 払込期日

2026 年 9 月 30 日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。

ネットプライス事業再生合同会社 37,000,000 株

合同会社四谷デジタルイノベーターズ 35,000,000 株

8. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 渋谷支店

9. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(別紙)

株式会社ANAPホールディングス

A種種類株式発行要項

1. 募集株式の種類、数及び申込株数単位

A種種類株式 10,000,000株

申込株数単位は1株とする。

2. 募集株式の払込金額

1株につき400円とする。

3. 払込金額の総額

4,000,000,000円

4. 申込期日

2026年9月30日

5. 払込期日

2026年9月30日

6. 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 募集の方法

第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。

ネットプライス事業再生合同会社 10,000,000株

8. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 渋谷支店

9. 剰余金の配当

- (1) 当社は、剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき金8円（但し、A種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。）（以下「A種種類株式配当金」という。）に満つるまで、剰余金の配当を行う。
- (2) ある事業年度において、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して配当した1株当たりの剰余金の配当金の総額がA種種類株式配当金の額に達しないときは、その不足額

は翌事業年度以降に累積せず（非累積型）、翌事業年度以降において、当該不足額の支払は行われないものとする。

- (3) A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対しては、A 種種類株式配当金を超えて剰余金の配当は行わない（非参加型）。

10. 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産を分配するときは、解散の日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は登録普通株式質権者に先立ち、残余財産から、A 種種類株式 1 株につき金 400 円（但し、A 種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。）（以下「A 種種類残余財産分配金」という。）に至るまで、分配を行う。
- (2) 残余財産の分配において、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者に対して A 種種類残余財産分配金の全額が支払われた場合、その余の残余財産については、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者はその分配を受ける権利を有しない（非参加型）。

11. 株主総会における議決権

A 種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において一切の議決権を有しない。また、当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

12. 当社による取得条項

- (1) 当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、A 種種類株主又は A 種種類登録株式質権者の意思にかかわらず、A 種種類株式の全部又は一部を取得することができる。
- (2) 前項に基づき当社が A 種種類株式を取得するのと引換えに、当社は、A 種種類株主に対し、取得する A 種種類株式 1 株につき金 400 円（但し、A 種種類株式について、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて適切に調整される。）を交付する。ただし、当社が交付する金銭の合計額は、前号に基づき当社の取締役会が別途定める日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度とする。
- (3) 第 1 号に基づき A 種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他取締役会が定める合理的な方法によりこれを行う。

13. 取得請求権及び普通株式への転換請求権の不付与

A 種種類株主は、当社に対し、会社法第 108 条第 1 項第 5 号に定める取得請求権（円貨その他の財産による取得の請求）及び普通株式への転換を請求する権利（普通株式を対価とする取得請求権）を有しない。

14. 譲渡制限

譲渡による A 種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

15. 株式の併合、分割及び募集株式の割当を受ける権利

- (1) 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。
- (2) 当社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。
- (3) 当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。
- (4) 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (5) 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- (6) 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

16. その他

- (3) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (4) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(別紙)

**株式会社ANAPホールディングス第11回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社ANAPホールディングス第11回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,900 円 (本新株予約権 1 個当たり 0.01 円)
3. 申込期日 2026 年 9 月 30 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 9 月 30 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をGA
D有限責任事業組合に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 19,000,000 株 (本新株予約権 1 個当たり 100 株
(以下「割当株式数」という。)) とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 190,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 0.01 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付 (当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、50 円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。
$$+ \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{ 株当たりの払込金額}}{\text{調整前割当株式数}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}{\text{時価}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、本新株予約権と同日に発行する新株式及び当社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（当社の役職員に対して交付されるストックオプション及び第12回新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを

適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{1}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の

調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026 年 10 月 1 日から 2028 年 10 月 2 日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の 11 取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ通知することにより（但し、通知が当該日の 16 時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社へ到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 第 11 項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所 株式会社ANAPホールディングス 財務部

19. 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 渋谷支店

20. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

21. その他

- (5) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (6) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (7) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(別紙)

株式会社ANAPホールディングス第12回新株予約権

発行要項

- | | | |
|----|----------------|--|
| 1. | 新株予約権の名称 | 株式会社 ANAP ホールディングス第 12 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。) |
| 2. | 本新株予約権の払込金額の総額 | 金 3,550 円 (本新株予約権 1 個当たり 0.01 円) |
| 3. | 申込期日 | 2026 年 9 月 30 日 |
| 4. | 割当日及び払込期日 | 2026 年 9 月 30 日 |
| 5. | 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。 |

新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 35,500,000 株 (本新株予約権 1 個当たり 100 株 (以下「割当株式数」という。)) とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

- | | | |
|----|--------------|-----------|
| 7. | 本新株予約権の総数 | 355,000 個 |
| 8. | 各本新株予約権の払込金額 | 金 0.01 円 |

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付 (当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、50 円とする。

行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$= \quad \times \quad \frac{\text{既発行普通株式数}}{\quad}$$

調整後 行使価額	調整前 行使価額	既発行普通株式数＋交付普通株式数
-------------	-------------	------------------

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①当社普通株式を新たに交付する場合（但し、本新株予約権と同日に発行する新株式及び当社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（第 11 回新株予約権及び当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用し

て算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\begin{array}{rcl} \text{株} & & \text{調整前行使価額により} \\ \text{式} & & \text{(調整前行使価額－調整後行使価額) × 当該期間内に} \\ \text{数} & = & \text{交付された株式数} \\ & & \hline & & \text{調整後行使価額} \end{array}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.01 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

①0.01 円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

③株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

④その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により

その旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
2026年10月1日から2028年10月2日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社
14. 計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
15. (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第17項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
(4) 行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
株式の交付方法
16. 当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
17. 行使請求受付場所 みずほ信託銀行株式会社
18. 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 渋谷支店
社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
19. 振替機関の名称及び住所
20.

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

その他

21. (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。